

横浜市社会教育コーナー  
指定管理者公募要項

令和3年5月

横浜市教育委員会事務局

生涯学習文化財課

# 目 次

	頁
1 指定管理者制度の趣旨	1
2 公募の概要	1
(1) 対象施設	
(2) 指定期間	
(3) 指定管理者の公募、選定及び指定	
(4) 問合せ先	
3 指定管理者が行う業務	1
4 横浜市社会教育コーナーの概要	1
(1) 施設の概要	
(2) 施設の設置目的	
(3) 目的達成の手段	
(4) 実施事業（具体策）	
(5) 職員配置及び経費等（実施事業を支える体制）	
(6) リスク分担	
(7) 業務実施上の留意事項	
5 公募及び選定に関する事項	9
(1) 公募スケジュール	
(2) 公募手続きについて	
(3) 審査・選定の手続きについて	
(4) 応募手続きについて	
(5) 応募条件等について	
6 協定及び準備に関する事項	16
(1) 協定の締結	
(2) 協定の主な内容	
(3) 開業準備	
(4) 指定候補者及び時期指定管理者の変更	
(5) 指定取消及び管理業務の停止等	
<b>資料</b>	
1 令和元年度横浜市社会教育コーナー利用実績	18
2 令和元年度横浜市社会教育コーナー指定管理料決算書	19
3 横浜市教育文化センター条例（コーナー関係部分抜粋）	20
4 横浜市教育文化センター条例施行規則 （コーナー関連部分抜粋）	23
5 横浜市社会教育コーナーの指定管理者の選定に関する要綱	26
6 第32期社会教育委員会議提言	27
<b>別添資料</b>	
・横浜市社会教育コーナー業務の基準	
・横浜市社会教育コーナー指定管理者応募関係書類	



## 1 指定管理者制度の趣旨

多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的として、平成15年6月の地方自治法改正により指定管理者制度が導入されたことで、それまで公共団体等に限られていた「公の施設」の管理運営について、企業及びNPO法人等を含む幅広い団体に委ねることとしています。

このたび、令和4年4月から管理運営を行う指定管理者の選定にあたり、次のとおり事業者を広く公募します。

## 2 公募の概要

### (1) 対象施設

横浜市社会教育コーナー（以下「コーナー」という。）

### (2) 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日（5年間）

### (3) 指定管理者の公募、選定及び指定（「5 公募及び選定に関する事項」参照）

横浜市は、横浜市社会教育コーナーの指定管理者の選定等に関する要綱に基づき公募を行い、横浜市社会教育コーナー指定管理者選定評価委員会運営要綱に基づき設置される「横浜市社会教育コーナー指定管理者選定評価委員会」（以下「選定評価委員会」という。）の意見を尊重して、指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）及び指定候補者を指定管理者として指定できない場合に指定候補者に代わって指定候補者となる者（以下「次点候補者」という。）の選定を行います。

その後、市会の議決を経て、指定管理者として指定します。

### (4) 問合せ先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市教育委員会事務局生涯学習文化財課 社会教育コーナー担当（横浜市庁舎14階）

電話：045（671）3282 Fax：045（224）5863

E-mail：[ky-corner@city.yokohama.jp](mailto:ky-corner@city.yokohama.jp)

## 3 指定管理者が行う業務

横浜市教育文化センター条例（以下「条例」という。）第5条の2に規定する事業の実施に関すること。

（公募要項に記載のない事項は、「横浜市社会教育コーナー業務の基準」を参照してください）

## 4 横浜市社会教育コーナーの概要

### (1) 施設の概要

ア 所在地	横浜市磯子区磯子三丁目6-1-1
イ 開設年月日	昭和57年5月1日
ウ 構造	鉄骨鉄筋コンクリート造
エ 主な施設内容	研修室A・B・C、アートルーム、トレーニングルーム、中庭、屋外スポーツ広場
オ 開館時間	月曜日～土曜日 9:00～21:00、日曜日・祝休日 9:00～17:00
カ 休館日	原則第1月曜日及び年末年始（12月28日～1月4日）

### (2) 施設の設置目的

コーナーは、条例第1条に基づき、市民の生涯学習活動やそのための研修活動、ボランティア活動などの場として、また、生涯学習に関わる情報提供や、交流の場として設置される施設です。

### (3) 目的達成の手段

上述の目的を達成するために、次のことを実施します。具体的な実施事業は次項のとおりです。

- ア コーナーの利用許可等に関すること
- イ 生涯学習・社会教育に関する専門的、技術的事項の調査研究に関すること
- ウ 生涯学習・社会教育関係職員の研修に関すること
- エ 生涯学習・社会教育事業（自主事業）の実施
- オ コーナーの施設及び設備の維持管理に関すること
- カ その他教育委員会が定める業務

### (4) 実施事業（具体策）

#### ア コーナーの利用許可等に関すること

コーナーは、市民の学習活動、スポーツ活動の場として、研修室、トレーニングルーム等の諸室、スポーツ広場及び印刷機、プロジェクター、ピアノ、スポーツ用具等の設備・備品を備えています（施設・設備・備品の詳細は「横浜市社会教育コーナー業務の基準」を参照。）これらの施設を利用者に提供するため、指定管理者は施設の利用許可に関する業務及び施設・設備の維持保全及び管理に関する業務を行います。

#### (ア) 利用団体の登録及び審査に関すること

コーナーを利用できるのは、学習活動、スポーツ活動を行っている団体としており、これら団体の会議、研修、活動等の目的に利用できます。このため、利用希望団体には登録申請書等の書類を提出させ、審査、承認を行います。

#### (イ) 施設（諸室・設備・備品）の利用受付、利用許可及び利用調整に関すること

利用申込み受付、利用許可、利用調整等を行います。

#### (ウ) その他関係業務

##### ①コーナーの利用促進及びサービスの向上に関すること

コーナーの施設・利用案内、実施事業等について、利用者及び市民に対し、ホームページなどを活用し広く情報提供し、コーナーの周知及び利用促進を図ります。その他、利用者意見の聴取、利用者の利便性の向上に関する取組などを適宜実施します。

##### ②利用調整会議等の開催

コーナーの円滑な利用及び利用促進を図るため、利用団体との連絡調整のための会議等を随時開催します。

#### イ 生涯学習・社会教育に関する専門的、技術的事項の調査研究に関すること

①生涯学習・社会教育をめぐる市民の関心等を踏まえ、解決が求められる政策課題の社会的背景や現状等について調査・分析を行います。

②市内で行われる生涯学習・社会教育関係団体の個々の活動内容等について、調査研究を行います。

③各区の市民活動・生涯学習支援センター等に関する情報やデータを収集・整理・保存し、本市に提供します。

#### ウ 生涯学習・社会教育関係職員の研修に関すること

横浜市生涯学習・社会教育事業関係職員研修について、研修内容の相談、研修での施設紹介等、本市の求めに応じ、研修に協力することとします。

#### エ 生涯学習・社会教育事業（自主事業）の実施

学習活動、スポーツ活動の場の提供に加え、生涯学習の推進のための自主事業等を実施します。

自主事業は、コーナーの設置目的や利用者のニーズ、第32期横浜市社会教育委員会議の提言の方針・施策を踏まえ、生涯学習の振興や市民の自主的な学習や活動のきっかけとなり、生涯学習・社会教育事業の担い手の育成・支援につながるような事業を盛り込むこととします。

#### オ コーナーの施設及び設備の維持管理に関すること

コーナーの建物並びに設備及び備品については、その状態を良好かつ清潔に保ち、施設利用者が快適で安全に利用できるように適正な維持保全及び管理を行います。他施設との共用部分及び共用する設備についても、入居施設で取り交わす覚書等に従い建物・設備の維持保全及び管理を行います。

#### (ア) 建物及び設備の維持保全並びに管理

指定管理者は、別に横浜市が定める方式に則り、建物及び設備の各種点検（関係法令に則った法令点検、機能維持点検並びに巡回及び確認等）を実施し、施設を適切に利用可能かどうかを把握します。建物及び設備の破損又は汚損が発生した場合には、必要に応じて速やかに横浜市に報告するとともに協議のうえ必要な措置を講じます。また、建築局が実施する劣化調査や二次点検等に伴い、建築局が指摘する優先的に行うべき修繕等については、横浜市と指定管理者が協議し速やかに対応を行います。

#### (イ) 施設の管理全般

事故防止、安全管理、衛生管理、清掃等、施設を安全で快適な状態に保つための業務を行います。

#### カ その他教育委員会が定める業務

施設設置目的を効果的に達成するため、(ア) から (ウ) について取り組みます。

#### (ア) 生涯学習・社会教育事業に関する相談業務

市民及び関係職員からの相談業務を実施します。

#### (イ) 関係機関及び地域との連携に関すること

教育委員会、区役所等の関係機関への支援・連携及び、コーナーの利用者、自治会町内会等の地域の団体や地域住民との交流・連携に関する事業に取り組みます。

#### (ウ) 地域の課題解決への協力

横浜市の生涯学習・社会教育事業に関する計画や課題について把握、理解し、必要に応じて生涯学習・社会教育活動に関する教育委員会や区役所等の事業に協力します。

### (5) 職員配置及び経費等（実施事業を支える体制）

#### ア 職員配置

コーナーの指定管理業務に従事する職員として、開館時は、相談業務、貸館業務を行う時間（9～17時）は3名以上、それ以外の時間は1名以上の職員体制（常勤・非常勤の別は問いません）を確保することとします。

指定管理者は、コーナーの設置目的を踏まえた事業を推進し、生涯学習・社会教育に関する見識や、学習支援者などの人材育成及び地域における市民活動支援などの手法を備え、市民の自主的な学習活動の推進に資することのできる職員を配置することとします。

なお、職員のうち1名を管理運営責任者に定めることとします。

#### イ 指定管理料

コーナーの運営に係る人件費、事業費、事務費及び管理費等の経費に充てるため、横浜市は指定管理者に対して指定管理料を支払います。管理費には、施設の維持保全にかかる清掃、点検、運転・監視及び修繕等を含む補修費の経費を含みます。

指定管理料は、応募の際に提出された指定管理料提案書を元に、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、横浜市の予算の範囲内で、横浜市と指定管理者が協議して決定します（予算は議決案件であり、各年度予算案の議決が条件となります。）。指定管理料の支払い時期及び方法等は協定で定めます。

各年度の指定管理料決定のための協議の際に、選定時の提案書で示された指定管理料の金額から減額する場合には、管理運営や事業内容等（開館日数や開館時間の変更等を含む。）に関して、横浜市と指定管理者の間で協議を行うこととします。

なお、指定管理者による管理運営が、本公募要項や協定で定めた水準に満たなかった場合には、指定管理料の減額を行う場合があります。指定管理料減額の基準及び手続き等については、協定で定めます。

（参考）指定管理料上限（令和3年度予算）：12,879,000円

#### ウ 収入として見込まれるもの

利用料金収入、事業収入、その他収入

指定管理者は、施設の利用促進などを図り、利用料金等の収入の増加に努めます。

#### エ 賃金水準の変動への対応

提案された人件費のうち給与等、賃金水準の変動による影響を受けるものについては、2年目以降の指定管理料に反映していきます（以下、この仕組みを「賃金水準スライド」という。）。

このため、収支予算書等に記入する人件費のうち、賃金水準スライドの対象となるものについては、基礎単価と各年度の配置予定人数を乗じた額を記入してください。

なお、賃金水準スライドの対象外の人件費については、必要額を積算し、記入してください。

賃金水準スライドの詳細については、下記 URL に掲載されている「指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き」を参照してください。

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/shiteikanri/shiteikanrishaseido.files/tslide-tebiki.pdf>

#### オ 修繕等

建物、設備及び備品等の修繕等について、1件あたり10万円未満のものについては、年間の合計金額が30万円の範囲内で、指定管理者の負担により実施することとします。

なお、合計金額が30万円を超えた部分の取扱いについては、横浜市と指定管理者の協議により定めることとします。

#### カ 管理口座

経費及び収入は、団体自体の口座とは別の口座で管理します。

#### キ 自主事業参加費等利用者負担について

指定管理者は、利用料金の他、印刷機、複写機等の使用にかかる印刷費・紙代等の実費は利用者の負担とし、適切に徴収します。

また、自主事業に必要な経費は、参加者に負担を求めることができるものとします。ただし、自主事業の目的を損なわないよう、参加費の設定は高額にならないよう配慮します。これら収入は、指定管理業務の収支報告書において適切に報告します。

(6) リスク分担

指定期間内における主なリスク分担については、次の表のとおりとします。これ以外のリスクに関する対応については、別途協議するものとします。

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		市	指定管理者	分担(協議)
物価変動	収支計画に多大な影響を与えるもの	○		
	それ以外のもの		○	
賃金水準	賃金水準の上昇による人件費の増加	○		
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○	
	金利上昇等による資金調達費用の増加		○	
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○
税制変更	消費税（地方消費税を含む）率等の変更			○
	法人税・法人住民税率等の変更		○	
	事業所税率等の変更			○
	それ以外で管理運営に影響するもの			○
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○		
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○	
管理運営内容の変更	市の政策による期間中の変更	○		
	指定管理者の発案による期間中の変更			○
組織再編行為等	指定管理者の組織再編行為等により市に発生する費用		○	
市会議決	指定の議決が得られないことによる管理運営開始の延期		○	
需要変動	大規模な外的要因による需要変動			○
	それ以外のもの		○	
管理運営の中断・中止	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	それ以外のもの			○
施設等の損傷及び修繕	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	指定管理者が設置した設備・備品		○	
	それ以外のもの (負担限度付き 上段：一件あたり、下段：年間合計)		10万円 30万円	
利用者等への損害賠償	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	市と指定管理者の両者、又は被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○
公募要項等	公募要項等の瑕疵・不備に基づくもの	○		
不可抗力※	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○		
	不可抗力による管理運営の中断			○

※ 不可抗力

暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動及びストライキ及び伝染病・感染症の流行等



## (7) 業務実施上の留意事項

### ア 関係法令等の遵守について

業務を遂行するうえで、関係する法令等を遵守することとします。

なお、指定期間中にこれらの法令等に改正があった場合は、改正された内容とします。

<主な関連法令>

- (ア) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (イ) 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）
- (ウ) 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成 2 年法律第 71 号）
- (エ) 横浜市教育文化センター条例（昭和 49 年横浜市条例第 40 号）
- (オ) 横浜市教育文化センター条例施行規則（昭和 49 年教委規則第 4 号）
- (カ) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (キ) 横浜市個人情報の保護に関する条例（平成 17 年 2 月条例第 6 号）
- (ク) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月条例第 51 号）
- (ケ) 労働関係法令（労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、職業安定法、最低賃金法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及び雇用保険法等）
- (コ) 建物・設備の維持保全関係法令（建築基準法、消防法、電気事業法、水道法及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律等）
- (サ) 環境法令等（エネルギーの使用の合理化に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律等）
- (シ) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）

<その他市の計画・施策等>

- (ア) 横浜市教育振興基本計画（第三次基本計画・平成 30 年策定）
- (イ) 横浜市生涯学習基本構想（第三次基本構想・平成 23 年策定）
- (ウ) 横浜市生涯学習推進指針（平成 18 年策定）
- (エ) 第二次横浜市民読書活動推進計画（令和元年策定）
- (オ) 第 32 期社会教育委員会議提言（令和 2 年）

### イ 業務の基準・評価について

#### (ア) 事業計画書・事業報告書等の提出

指定管理者は、単年度の運営状況だけではなく、指定期間内の継続的改善の仕組みを検討し、毎年度、事業計画書及び事業報告書等を作成し、横浜市に提出します。これらの提出物については、公表することとします。なお、事業計画書及び事業報告書等の内容については、協定等において定めます。

#### (イ) 自己評価の実施

業務の質やサービスの向上を図ることを目的に、利用者等から施設運営に関する意見を聴取し、年 1 回以上、自己評価を実施することとします。

#### (ウ) 第三者評価の実施

横浜市では、客観的な視点からの評価を受けることで、指定管理者が自ら必要な業務改善を行い、サービスの質の向上等を図ることを目的として、第三者評価の受審を指定管理者の義務としています。

コーナーの指定管理者は、選定評価委員会による評価を受けることとし、これらの結果は横浜市のウェブサイトで公表されます。

なお、受審時期は、指定期間の 2 年目又は 3 年目のいずれかのうち横浜市との協議により定める時期を原則とし、横浜市から選定評価委員会への出席、資料の提出及び報告等を求められたときは、これに応じる必要があります。

#### (エ) 業務の基準を満たしていない場合の措置

横浜市は、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう指示を行います。それでも改善が見られない場合、横浜市は地方自治法第 244 条の 2 第 11 項に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部を停止する場合があります。

この場合、横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営を行うことができるよう、必要な引継ぎを行うものとします。

## ウ その他

### (7) 個人情報の保護について

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）の規定が適用され、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うことが必要です。

また、個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人データの開示等の請求について、手続等の統一化を図るため、協定等において、横浜市が示す「指定管理者の保有する保有個人データの開示等の請求に関する標準規程」に準拠して、指定管理者が「保有する保有個人データの開示等の請求に関する規程」を作成し、保有個人データの開示等の請求に対して適切に対応することとします。

さらに、横浜市等が実施する個人情報保護に関する必要な研修に参加するとともに、従事者に対して必要な研修を行うこととします。

### (イ) 情報公開の実施について

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」（平成12年2月横浜市条例第1号）の規定に準じて、情報公開の対応を適切に行うことが必要です。

また、協定等において、横浜市が示す「指定管理者の情報の公開に関する標準規程」に準拠して、指定管理者が「情報公開規程」を作成し、文書等の開示の申出に対して適切に対応することとします。

### (ロ) 事故への対応・損害賠償について

指定管理者は、施設において事故防止に努めるとともに、発生した事故への損害賠償等の対応に関して、次のとおり義務を負うこととします。

- a 指定管理者の責めに帰すべき事由により、横浜市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければなりません。
- b 施設における事故防止及び事故発生時の対応に備えて、指定管理者はあらかじめ事故防止・事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を横浜市へ報告しなければなりません。
- c 指定管理者は、損害保険会社により提供されている指定管理者に対応した施設賠償責任保険に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応するものとします。なお、対人補償の保険金額は1億円以上とし、横浜市を追加被保険者とします。

### (ハ) 苦情・要望について

指定管理者は利用者等から寄せられる苦情や要望に十分応えることのできる体制を整え、横浜市に適切に報告することとします。

### (ニ) 利用の継続

業務の開始にあたっては、現にコーナーを利用している利用者の継続利用を妨げないこととします。

また、利用者に関する情報は、利用者の同意を得て、指定期間終了時には次期指定管理者に引き継ぐこととします。

### (ホ) 事業の継続が困難となった場合の措置

- a 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合  
横浜市は地方自治法第244条の2第11項に基づき、指定の取り消しをすることができるものとします。その場合は横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、次期指定管理者に対して引継ぎを行うものとします。
- b 当事者の責めに帰することができない事由による場合  
横浜市及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由により、事業の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。

### (ヘ) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、横浜市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

### (コ) 公租公課

指定管理者は法人に係る市民税等の納税義務者となる可能性がありますので、財政局主税部法人課税課、所轄の県税事務所及び税務署にお問合せください。

**(ケ) 施設情報の定期的報告**

建物・設備の維持保全の状況について、指定管理者が各種点検により確認し、横浜市に報告します。確認及び報告は、横浜市が策定している「維持保全の手引き」及び「施設管理者点検マニュアル」に基づいて行います。

**(ク) 廃棄物の対応**

施設から発生する廃棄物の抑制に努めるとともに、横浜市の分別ルールに沿って適切に分類を行い、可能な限り資源化していくなど「横浜市一般廃棄物処理基本計画」等に沿った取組を推進することとします。

**(ク) 自動販売機等について**

自動販売機等の設置については、行政財産の目的外使用許可の申請を行うものとします。

なお、自動販売機使用にかかる電気料金は、指定管理料で支出する光熱水費からは除外します。

指定管理者が自動販売機業者等から徴収する売上手数料については、指定管理者が当該業者と締結する委託契約書等に規定するとともに、指定管理者の収入として、適正に経理することとします。

**(シ) 横浜市暴力団排除条例の遵守**

横浜市暴力団排除条例の施行(平成24年4月1日)にともない、指定管理者は公の施設の利用等が暴力団の利益になると認められる場合、その利用許可等を取り消すことができるとしています。指定管理者は当該条例の趣旨に則り、適正に施設の管理運営を行ってください。

**(ス) 横浜市中小企業振興基本条例を踏まえた取組の実施**

横浜市では、平成22年4月1日より本条例を施行し、市内中小企業への優先発注の徹底に努めています。

指定管理者は、本条例の趣旨を踏まえ、修繕等の発注、物品及び役務の調達等にあたって、市内中小企業への優先発注に努めるものとします。

なお、横浜市は本施策の取組状況を確認するため、指定管理者に対して、指定期間中の発注状況についての調査を実施する場合があります。

**(セ) 財務状況の確認**

安定的な管理運営が確保されているかを確認するため、横浜市は年度に1回、指定管理者となっている団体(共同事業体の場合は、すべての構成団体)について選定時と同様の財務状況確認を行います。そのため、各団体から財務諸表等の財務状況について確認できる書類を提出していただく必要があります。

**(ソ) ウェブサイトについて**

**a 最低限掲載すべき情報**

指定管理者がコーナーのウェブサイトを設置する場合には、次の情報を掲載することとします。

(a) 指定管理者名

(b) コーナーの事業報告書等が掲載されている横浜市のウェブページのリンク

**b セキュリティ及び情報ウェブアクセシビリティへの配慮**

指定管理者は、ウェブサイト等インターネットを利用して情報を受発信する場合は、すべての人が安全かつ適切に情報を得られるよう、セキュリティを確保するとともに、「ウェブアクセシビリティ仕様書」に基づき、「JIS X 8341-2016:3の適合レベルAA」に準拠したウェブアクセシビリティに配慮することとします。

**(タ) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく合理的配慮の提供**

指定管理者は、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する横浜市職員対応要領」を参考に合理的配慮の提供に努めることとします。

**(チ) その他市政への協力**

その他環境対策や区局の運営方針等、市政に関して協力するよう努めることとします。

**(ツ) その他**

その他、記載のない事項については、横浜市長と協議を行なうこととします。

## 5 公募及び選定に関する事項

### (1) 公募スケジュール

ア 公募のお知らせ（周知開始日）	令和3年5月20日（木）
イ 公募要項の配布	令和3年5月27日（木）～7月14日（水）
ウ 現地見学会及び応募説明会	令和3年6月4日（金）
エ 公募要項に関する質問受付	令和3年6月7日（月）～6月11日（金）
オ 公募要項に関する質問回答	令和3年6月18日（金）頃（予定）
カ 応募書類の受付期間	令和3年7月5日（月）～7月14日（水）
キ 審査・選定（面接審査実施）	令和3年8月24日（火）
ク 選定結果の通知・公表	令和3年9月上旬（予定）
ケ 指定管理者の指定	令和3年12月（予定）
コ 指定管理者との協定締結	令和4年3月締結（予定）

### (2) 公募手続きについて

#### ア 公募のお知らせ

指定管理者の公募について、横浜市教育委員会のホームページに掲載し、広くお知らせします。

#### イ 公募要項の配布

(ア) 配布期間：令和3年5月27日（木）から7月14日（水）

（窓口の場合：土・日・祝日を除く8時45分から17時00分まで）

(イ) 配布場所：横浜市教育委員会事務局生涯学習文化財課 社会教育コーナー担当  
横浜市教育委員会ホームページからもダウンロードができます。

URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shogaigakushu/gakushu/R4shiteikanrikoubo.html>

#### ウ 現地見学会及び応募説明会

現地見学会及び応募方法、応募書類等に関する説明会を次のとおり開催します。応募を予定される法人（団体）は、できるだけ御参加ください。当日は、この公募要項は配布しませんので、各自で御持参ください。なお、現地見学会終了後、説明会を行います。

(ア) 開催日時：令和3年6月4日（金）14時00分から16時00分まで

(イ) 開催場所：横浜市社会教育コーナー

(ウ) 参加人数：各法人（団体）3名以内とします。

(エ) 申込方法：参加を御希望される法人（団体）は、6月2日（水）17時までに、E-mailで「横浜市社会教育コーナー現地見学会・応募説明会申込書」（様式12）を横浜市教育委員会事務局生涯学習文化財課社会教育コーナー担当に送付してください。

※送付先は、P1の問合せ先と同じ

なお、説明会当日は、駐車場はありませんので、公共交通機関を御利用ください。

#### エ 質問の受付

公募要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(ア) 受付期間：令和3年6月7日（月）から6月11日（金）17時まで

(イ) 受付方法：E-Mailで「横浜市社会教育コーナーの指定管理者公募要項等に関する質問書」（様式13）を横浜市教育委員会事務局生涯学習文化財課社会教育コーナー担当にお送りください。  
なお、電話でのお問合せには応じかねますのであらかじめ御了承ください。

※送付先は、P1の問合せ先と同じ

#### オ 質問への回答

回答方法：令和3年6月18日（金）頃（予定）に、横浜市教育委員会ホームページへの掲載により回答します。

URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shogaigakushu/gakushu/R4shiteikanrikoubo.html>

## カ 応募書類の受付

(ア) 応募書類：P.13「5（4）応募手続きについて」を参照

(イ) 受付期間：令和3年7月5日（月）8時45分から7月14日（水）17時00分まで

(ウ) 受付方法：横浜市教育委員会事務局生涯学習文化財課まで、持参又は記録が残る送付方法（簡易書留等）で御提出ください（受付期間内必着）。

※送付先 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10  
横浜市教育委員会事務局生涯学習文化財課 社会教育コーナー担当

## (3) 審査・選定の手続きについて

### ア 審査方法

選定評価委員会で審査を行い、その結果に基づき、横浜市教育長が指定候補者及び次点候補者を選定します。

審査は、応募者の提出書類及び面接審査等に基づき、指定管理者評価基準項目に従い総合的に実施します。また、面接審査ではプレゼンテーションを行っていただき、それに対する質疑を行います。このため、団体の代表者又は代理の方合計3名までの出席をお願いします。

面接審査について、応募者には、後日詳細をお知らせいたします。

なお、選定評価委員会による審査及び横浜市教育長による選定後、横浜市会の議決を経て横浜市教育長が指定の通知を行うことにより、コーナーの指定管理者として正式に指定されます。

### イ 選定評価委員会（敬称略、50音順）

氏名	所属等
飯田 妙子	磯子日本語の会 代表
入江 直子	神奈川大学 名誉教授
川野 佐一郎	東京福祉大学 非常勤講師
小山 明枝	税理士法人横浜会計事務所 代表税理士
竹迫 和代	参画はぐくみ工房代表兼ファシリテーター

### ウ 会議の公開

選定評価委員会の会議は、原則公開とします。ただし、公開しないことが適当であると選定評価委員会が判断した場合は、会議の一部又は全部を公開しないこととします。

## エ 評価基準項目について

項目	審査の視点（例）	配点
1 団体の状況		(15)
(1) 法人(団体)の理念・基本方針・財務状況等	団体の理念、基本方針及び業務実績などが、公共性の高いものであり、公の施設の管理運営者としてふさわしいものであるか。また、団体の財務状況は健全か	10
(2) 応募理由	横浜市の施策や地域の特性、施設の設置目的を十分に理解した妥当性・具体性がある応募理由であり、施設運営に熱意が感じられるか。	5
2 職員配置・育成		(10)
職員の確保、配置及び育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物及び設備の維持管理に必要な人員を確保し、配置する計画となっているか。</li> <li>・生涯学習・社会教育事業の経験がある職員配置や、研修等による社会的ニーズに対応した職員育成を図るための具体的方策があるか。</li> </ul>	10
3 施設の管理運営		(35)
(1) 建物及び設備の維持保全並びに管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な修繕計画となっているか。</li> <li>・建築局が実施する劣化調査や二次点検等に伴い、優先的に行うべき修繕等に対応可能な計画となっているか。</li> </ul>	10
(2) 危機管理への対応について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事件・事故の防止体制が適切か。</li> <li>・事故発生時、緊急時の対応、連絡体制などに具体性があり、適切か。</li> <li>・市（区）の防災計画を踏まえ、かつ公の施設としての役割を踏まえたものとなっているか。</li> </ul>	10
(3) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応	利用者の意見、要望、苦情等の受け付け方法や、これらに対する改善方法に具体性があるか。	5
(4) 個人情報保護・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護の取組に具体性があるか。情報公開への取組が適切であるか。</li> <li>・ヨコハマ3R夢プラン、人権尊重、男女共同参画推進など横浜市の重要施策を踏まえた、取組となっているか。</li> <li>・市中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえた取組となっているか。</li> </ul>	5
(5) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について	利用料金の収支の活用や、運営費等について効率的に抑制する工夫が図られているか。	5
4 事業の企画・実施		(90)
(1) 生涯学習・社会教育事業に関する理解	生涯学習・社会教育事業に関する、国、市等の施策を十分に理解し、協力を積極的であるか。	10
(2) 自主事業及び受託事業の実施方針、企画内容	生涯学習・社会教育に関する調査研究（情報収集）に対し、効果的・具体的な取組となっているか。	5
	横浜市が行う生涯学習・社会教育関係職員向けの庁内研修に対し、協力を積極的であるか。十分な協力を行える体制が整っているか。	5

	生涯学習・社会教育振興のための自主事業に、具体性、企画内容の的確性、実現可能性があるか。	5
	若者や企業の社会参加の促進に資する効果的な取組であるか。(※参照)	15
(3)施設の利用促進	・質の高い接客サービスを提供するための取組となっているか。 ・利用者数、稼働率の向上に対し、効果的・具体的な取組となっているか。	10
(4)市民・利用者への広報活動・情報提供や相談等への基本方針	生涯学習・社会教育事業、市民活動等の市民への広報及び利用者への積極的な情報提供や、市民・利用者からの相談活動に積極的に対応する方針があるか。	15
(5)関係機関・団体等への支援及び連携	教育委員会、区や地域団体など、関係機関・団体等の情報を十分に把握し、事業連携や事業推進に対する支援体制など、具体的な計画があるか。	15
(6)その他特に認められる、コーナー設置の目的を達成するための取組	4(1)～(5)に該当する取組以外に、特記すべき提案があるか。	10
5 収支計画及び指定管理料		(25)
(1)利用料金等収入増への取組	利用料金等の収入計画が適切であり、増収策が具体的、効果的であるか。	10
(2)指定管理料の額	収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。	10
(3)施設の課題等に応じた費用配分	利用者サービスのための経費や修繕費への配分など、施設の特長や課題に応じた、費用配分となっているか。	5
合計		175

6 加減点項目		
(1)市内中小企業等であるか	市内中小企業等 ・市内中小企業 ・中小企業等協同組合法第3条に規定する事業協同組合、事業協同小組合及び信用協同組合のうち、市内に住所を有する者 ・地域住民を主体とした施設の管理運営等のために、地域住民を中心に設立された団体 ※共同事業体の場合は、代表団体が市内中小企業等であること。	10
(2)前期の管理運営の実績(現在の指定管理者のみ)	実績が良好であるか。	-5～10
(3)ワーク・ライフ・バランスに関する取組	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(従業員101人未満の場合のみ加算)	1
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定(従業員301人未満のみ加算)	1
	よこはまグッドバランス賞の認定の取得	1
合計		-5～23

※4（2）第32期横浜市社会教育委員会議の提言では、若者や企業などの社会参加の促進が求められています。特に、生活圏域に根差した情報を集める人材の育成や、若者や企業などのボランティア体験など、新たな社会参加に資するアイデアを提案してください。アイデアを提案するための経費は、原則として応募者の負担となります。

提案内容の実施の可否及び実施方法・時期などについては、今後、指定管理者と横浜市が協議の上、決定します。指定候補者となった場合、提案されたアイデアに関する権利は市に帰属します。

※ 財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。

※ 指定候補者及び次点候補者となるためには、選定評価委員会の定める最低基準点を満たすことが必要です。最低基準に満たない場合は、応募団体が1団体のみであっても指定候補者として選定せず、再度公募を行います。

#### オ 選定結果の通知・応募書類の公表

選定結果は、応募者に対して速やかに通知します。また、選定の経過及び結果は、横浜市教育委員会ホームページへの掲載等により公表します。

なお、指定候補者の応募書類については、原則として指定の議決後、ホームページ等で公表します。

URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shogaigakushu/gakushu/R4shiteikanrikoubo.html>

なお、指定候補者の応募書類については、原則として、指定の議決後に公表します。

#### カ 指定管理者の指定

市会の議決後に、指定管理者を指定します。（令和3年12月予定）

#### キ 指定管理者との協定締結

P.16「6 協定及び準備に関する事項」を参照

#### (4) 応募手続きについて

以下を持参又は記録が残る送付方法（簡易書留等）で御提出ください（受付期間内必着）。

- ① 正本（1部）：応募書類をアから順に並べ、クリップ留め。
- ② 副本（6部）：応募書類をアから順に並べ、ページ数及びインデックスを付し、ファイリング。
- ③ 副本（6部）：応募書類をアから順に並べ、ページ数及びインデックスを付し、ファイリング。

なお、イ～オの書類については応募団体が特定できないようにすること（黒塗り等）。

#### 【応募書類】

- ア 指定申請書（様式1）
- イ 事業計画書（様式2）
- ウ 指定管理料提案書及び収支予算書（様式3）
- エ 賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書（様式 賃-1）
- オ 生涯学習・社会教育事業の実績報告書（様式4）
- カ 団体の概要（様式5）
- キ 役員等氏名一覧表（様式6）  
※別途データによる提出（県警照会用エクセルファイル）
- ク 欠格事項に該当しない宣誓書（様式7）
- ケ 定款、規約その他これらに類する書類
- コ 法人にあっては、法人の登記事項証明書
- サ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書（様式自由）【※1】
- シ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度まで、直近3か年度分の貸借対照表、財産目録、損益計算書等（任意団体においては、これらに類する書類）【※1】
- ス 税務署発行の納税証明書「その3の3」（法人税・消費税及び地方消費税について未納税額の無い証明書）
- セ 横浜市税の納付状況調査の同意書（様式8）



- ソ (該当する場合には) 法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書(様式9)
- タ 労働保険(労災・雇用)の加入を確認できる書類: 労働局、労働基準監督署又は労働保険事務組合発行の労働保険料の領収書の写し(直近の1回分)等
- チ 健康保険の加入を確認できる書類: 年金事務所又は健康保険組合発行の健康保険料の領収書の写し(直近の1回分)等
- ツ 厚生年金保険の加入を確認できる書類: 年金事務所又は健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書の写し(直近の1回分)等
- テ 団体の現在の組織、人事体制を示す人事労務関係の書類(就業規則、給与規定等)
- ト 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど団体の概要がわかるもの
- ※1 提出日時時点で前事業年度の決算が確定していない場合は、決算が確定している直近の事業年度及び直近の3か年度の書類をそれぞれ御提出ください。

※ 各種保険加入の必要がないため、タ、チ及びツのいずれかの領収書の写し等の提出ができない場合は、「労働保険、健康保険及び厚生年金保険の加入の必要がないことについての申出書」(様式10)を提出してください。

※ 共同事業体に関する取扱い

応募にあたっては、代表団体を決め、代表団体が応募書類を提出してください。

カからトまでの書類については、構成団体それぞれについて、書類を提出するとともに、「団体の概要(様式5)」に、次の2点の書類を添付してください。

カー(ア) 共同事業体の結成に関する申請書(様式5-2)

カー(イ) 共同事業体連絡先一覧(様式5-3)

※ 中小企業等協同事業組合に関する取扱い

応募にあたっては、担当組合員を決めてください。

カからトまでの書類については、担当組合員それぞれについて、書類を提出するとともに、「団体の概要(様式5)」の次に、次の書類を添付してください。

カー(ウ) 事業協同組合等構成員表(様式5-4)

※ その他、必要に応じて、追加で書類の提出を求める場合があります。

## (5) 応募条件等について

### ア 応募者の資格

法人その他の団体、又は複数の法人等が共同する共同事業体であること(法人格は不要。ただし個人は除く)

### イ 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

(ア) 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること

(イ) 労働保険(雇用保険・労災保険)及び社会保険(健康保険・厚生年金保険)への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの。

(ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること

(エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること

(オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、横浜市における入札参加を制限されていること

(カ) 選定評価委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること

(キ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団経営支配法人等(横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号)第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。)であること

※本項目については、提出いただく「役員等氏名一覧表(様式6)」により、横浜市から神奈川県警察本部に対し調査・照会を行います。

(ク) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること(仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと)

#### ウ 共同事業体に関する取扱い

共同事業体の場合には、構成するすべての団体が前記の欠格事項の(ア)から(ク)までのいずれにも該当しないととも、応募時に「共同事業体の結成に関する申請書（様式5-2）」及び「共同事業体連絡先一覧（様式5-3）」を提出することとします。また、選定後協定締結時までに、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しを提出することとします。

#### エ 中小企業等協同組合に関する取扱い

中小企業等協同組合の場合には、本指定管理業務を担当するすべての組合員が欠格事項の(ア)から(ク)までのいずれにも該当しないととも、応募時に「事業協同組合等構成員表（様式5-4）」を提出することとします。

#### オ 公募要項の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって、本公募要項の記載内容を承諾したものとみなします。

#### カ 接触の禁止

選定委員、横浜市職員その他の本件関係者に対して、本件応募について直接・間接を問わず接触を禁じます。

#### キ 重複応募の禁止

同一案件に対して、複数案の応募に参画することはできません。

#### ク 応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定評価委員会が認めた場合はこの限りではありません。

#### ケ 団体職員以外による、次の行為の禁止

応募にあたって、応募団体（共同事業体に当たっては構成団体、中小企業等協同組合に当たっては組合員となっている団体）の職員以外が、次の行為を行うことを禁止します。

- (ア) 現地見学会・応募説明会への代理出席
- (イ) 事業計画書等、提出書類の作成（作成に関する技術的な助言等は可とします）
- (ウ) 選定評価委員会の面接審査への出席

#### コ 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となることがあります。

- (ア) カからケまでの禁止事項に該当するなど、本公募要項に定める手続きを遵守しない場合
- (イ) 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

#### サ 応募書類の取扱い

応募書類は理由を問わず返却しません。

#### シ 応募書類の開示

指定管理者及び指定候補者の応募書類については、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づく情報開示請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されることとなります。

その他、横浜市が必要と認めるときは、提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

#### ス 応募の辞退

正当な理由がある場合に限り、応募書類を提出した後に辞退することを認めます。その際には、「辞退届（様式11）」を提出してください。

#### セ 費用負担

応募に関して必要となる費用は団体の負担とします。

## ソ 提出書類の取扱い・著作権

横浜市が提示する設計図書（平面図等）の著作権は横浜市及び設計者に帰属し、団体の提出する応募書類の著作権は作成した団体に帰属します。

## 6 協定及び準備に関する事項

### (1) 協定の締結

選定評価委員会による審査及び選定後、横浜市は指定候補者と細目について協議を行い、仮協定を締結します。その後、横浜市会の議決を経て指定管理者として指定された後に、仮協定に基づき基本協定を締結します。

また、毎年度、指定管理料の金額等に関する年度協定を締結します。

### (2) 協定の主な内容

- ア 管理運営業務の範囲及び内容
- イ 法令の遵守
- ウ 管理運営業務実施上の規定等（第三者への再委託、緊急時の対応及び施設の保全・改修等）
- エ 管理運営費用に関する事項（口座管理、指定管理料支払い方法の原則及び光熱水費支払い方法の原則等）
- オ 管理運営業務実施状況の確認方法及び確認事項
- カ 施設の維持保全及び管理に関する事項
- キ 施設内の物品等の所有権の帰属に関する事項
- ク 債権債務の譲渡等の禁止に関する事項
- ケ 管理運営業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項
- コ 指定期間満了に関する事項
- サ 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項
- シ 協定内容の変更に関する事項
- ス その他必要な事項

### (3) 開業準備

指定期間の開始までに準備業務として、①事業計画書作成業務、②横浜市との連携・調整業務を行っていただきます。詳細については指定候補者に提示します。なお、指定管理者が変更になった場合には、次期指定管理者と現在の指定管理者との間で引継ぎ等を行っていただきます。

### (4) 指定候補者及び次期指定管理者の変更

横浜市は、市会の議決を経るまでの間に、指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合には、指定しないことができます。また、指定から指定期間開始までの協議の過程において指定管理業務の実施が困難であることが明らかになった場合及び協議が成立しない場合には、当該団体の指定を取り消すことができます。

上記の場合には、次点候補者を指定候補者として、協議を行い、指定管理者の候補団体として市会に議案を提出します。

なお、市会の議決が得られなかった場合においても、コーナーに係る業務及び管理の準備のために支出した費用については、一切補償しません。

### (5) 指定取消及び管理業務の停止等

指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために横浜市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

指定取消又は管理業務の停止を行う必要がある場合の例として、次のようなものが考えられます。

- ア 当該施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき
- イ 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚

- 偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき
- ウ 地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づく指示に従わないとき
- エ 本公募要項に定める資格要件を失ったとき
- オ 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき
- カ 指定管理者の、経営状況の悪化や組織再編行為等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断されるとき
- キ 指定管理者の、指定管理業務に直接関わらない法令違反等により、当該団体に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不相当と判断されるとき
- ク 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われなるとき
- ケ 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなどの横浜市又は指定管理者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象を言う）により管理業務の継続が著しく困難になったと判断されるとき
- コ 指定管理者から、指定の取消又は管理業務の全部若しくは一部の停止を求める書面による申し出があったとき
- サ 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき
- シ その他、横浜市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないときと認めるとき

指定管理者の責に帰すべき事由により指定取消又は管理業務の停止を行った場合には、指定管理料の減額、既に支出した指定管理料の返還又は横浜市に損害が発生した場合の損害賠償の支払い等を求めることがあります。

また、指定管理者が、横浜市の実施する指名競争入札に参加する資格を有する者であり、指定期間中に「横浜市指名停止等措置要綱」に定める措置要件に該当するときは、同要綱に基づく指名停止を行います。

## 令和元年（平成 31 年）度横浜市社会教育コーナー利用実績

## 令和元年（平成31年）度横浜市社会教育コーナー利用状況年間報告書

部屋別及び時間帯別														
		研修室 A	研修室 B	研修室 C	アールーム	トレーニング グループ	交流ス ペース	スポーツ 広場	合計	午前	午後	夜間	合計	
利用人数 (単位:人)	本年	4,940	3,477	4,527	10,885	10,407	3,246	1,868	39,350	17,515	13,509	8,326	39,350	
	前年	5,747	4,811	4,985	12,390	11,005	2,826	2,521	44,285	19,955	14,532	9,798	44,285	
利用コマ数	本年	348	267	480	529	1,043	400	461	3,528	1,594	1,307	627	3,528	
	前年	372	309	544	584	1,218	422	582	4,031	1,802	1,480	749	4,031	
総コマ数(31年度)		890	890	890	890	1,780	890	1,128	7,358	2,766	2,781	1,811	7,358	
利用率	本年	39.1%	30.0%	53.9%	59.4%	58.6%	44.9%	40.9%	47.9%	57.6%	47.0%	34.6%	47.9%	
	前年	38.4%	31.9%	56.1%	60.3%	62.8%	43.6%	45.5%	50.0%	59.2%	48.6%	38.4%	50.1%	
月別合計数														
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用人数 (単位:人)	本年	4,160	3,362	3,924	3,941	2,782	3,641	3,612	4,344	3,018	3,288	3,183	95	39,350
	前年	4,006	3,311	3,726	3,829	2,629	4,624	4,121	4,664	3,257	3,251	3,321	3,546	44,285
利用コマ数 (※1)	本年	335 (256)	329 (236)	330 (262)	351 (262)	298 (204)	327 (246)	321 (254)	358 (279)	279 (205)	282 (229)	309 (231)	9 (3)	3,528 (2,667)
	前年	337 (254)	336 (246)	338 (264)	359 (259)	283 (188)	344 (276)	364 (281)	357 (284)	311 (235)	317 (232)	325 (245)	360 (263)	4,031 (3,027)
総コマ数(31年度)		681 (498)	701 (498)	690 (492)	698 (510)	710 (510)	657 (480)	647 (474)	674 (492)	633 (462)	592 (438)	657 (474)	18 (12)	7,358 (5,340)

※1:( )内数字は研修室A~C・アールーム・トレーニングルーム5部屋分のコマ数

## 令和元年（平成 31 年）度社会教育コーナー決算書（委託事業を除く）

単位：円

(様式 3)

(指定管理者が記入する様式)

## 平成31年度「横浜市社会教育コーナー」収支予算書兼決算書

収入の部						(税込、単位：円)
科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
指定管理料	12,730,000		12,730,000	12,904,000	△ 174,000	横浜市より(コロナ感染症拡大施設影響補填)
利用料金収入	3,500,000	△ 140,000	3,360,000	3,360,200	△ 200	
自主事業 (指定管理料充当の自主事業) 収入	0		0	0	0	
自主事業収入	290,000	300,000	590,000	451,400	138,600	(B)ふれあい助成金
雑入	349,000	△ 160,000	189,000	321,238	△ 132,238	
印刷代	280,000	△ 150,000	130,000	219,332	△ 89,332	コピー等
自動販売機手数料	65,000	△ 10,000	55,000	100,306	△ 45,306	
駐車場利用料金収入	0		0	0	0	
その他 ( シャワー )	4,000		4,000	1,600	2,400	シャワー
収入合計	16,869,000	0	16,869,000	17,036,838	△ 167,838	
支出の部						
科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
人件費	11,217,000	0	11,217,000	11,097,937	119,063	
給与・賞金	9,212,000		9,212,000	8,773,104	438,896	夜間スタッフ含む(事務局長除く)
社会保険料	1,300,000		1,300,000	1,471,043	△ 171,043	
通勤手当	650,000		650,000	827,110	△ 177,110	
健康診断費	55,000		55,000	26,680	28,320	
勤労者福祉共済掛金				0	0	
退職給付引当金繰入額				0	0	
事務費	1,600,000	0	1,600,000	1,031,329	568,671	
旅費	30,000		30,000	34,222	△ 4,222	
消耗品費	380,000		380,000	162,892	217,108	
会議旅費				0	0	
印刷製本費	250,000		250,000	165,962	84,038	
通信費	150,000		150,000	143,145	6,855	
使用料及び賃借料	70,000		70,000	67,848	2,152	
横浜市への支払分	50,000		50,000	40,548	9,452	自販機目的外使用・減免対象利用料戻入
その他	20,000		20,000	27,300	△ 7,300	減免対象利用料戻入
備品購入費	100,000		100,000	0	100,000	
図書購入費	45,000		45,000	9,800	35,200	社会教育/新聞
施設賠償責任保険	60,000		60,000	59,920	80	
職員等研修費	0		0	0	0	
振込手数料	35,000		35,000	7,880	27,120	
リース料	400,000		400,000	336,960	63,040	コピー機、リソ リース
手数料	80,000		80,000	42,700	37,300	広告掲載料
地域協力費				0	0	
事業費	526,000	0	526,000	508,794	17,206	
自主事業 (指定管理料充当の自主事業) 費	0	0	0	0	0	
自主事業費	526,000		526,000	508,794	17,206	HP管理費含
管理費	2,690,000	0	2,690,000	3,301,160	△ 611,160	
光熱水費	1,375,000	0	1,375,000	1,523,117	△ 148,117	
電気料金	1,190,000		1,190,000	1,338,656	△ 148,656	
ガス料金	10,000		10,000	9,366	634	
水道料金	175,000		175,000	175,095	△ 95	
清掃費	680,000		680,000	975,318	△ 295,318	
修繕費	300,000		300,000	464,113	△ 164,113	
機械警備費	145,000		145,000	144,100	900	設備総合巡視点検業務委託費(総合警備保障)
設備保全費	165,000	0	165,000	168,880	△ 3,880	
空調衛生設備保守	48,000		48,000	49,200	△ 1,200	建物設備点検
消防設備保守	79,000		79,000	80,440	△ 1,440	
電気設備保守	38,000		38,000	39,240	△ 1,240	自動ドア
害虫駆除清掃保守				0	0	
駐車場設備保全費				0	0	
その他保全費				0	0	
共益費	25,000		25,000	25,632	△ 632	共益費・共用物使用割賦金
公租公課	796,000	0	796,000	1,050,118	△ 254,118	
事業所税				0	0	未確定
消費税	796,000		796,000	1,050,118	△ 254,118	未確定
印紙税				0	0	
その他 ( )				0	0	
事務経費 (計算根拠を説明欄に記載)	0	0	0	0	0	
本部分				0	0	
当該施設分				0	0	
二一ズ対応費	40,000		40,000	47,500	△ 7,500	ピア/調律等
支出合計	16,869,000	0	16,869,000	17,036,838	△ 167,838	
差引	0	0	0	0	0	
自主事業費収入				451,400		
自主事業費支出				508,794		
自主事業収支				△ 57,394		
管理許可・目的外使用許可収入				100,306		
管理許可・目的外使用許可支出				40,548		
管理許可・目的外使用許可収支				59,758		

## 横浜市教育文化センター条例（社会教育コーナー関係部分抜粋）

昭和 49 年 6 月 15 日  
条例第 40 号

横浜市教育文化センター条例をここに公布する。

横浜市教育文化センター条例

（設置）

第 1 条 教育に関する専門的、技術的事項の調査研究、教育関係職員の研修等を行うとともに、市民に教養及び文化活動並びに芸術の創造と普及の場を提供し、もって教育の振興及び文化の向上に寄与するため、横浜市教育文化センター（以下「教育文化センター」という。）を設置する。

（事業）

第 2 条 教育文化センターは、次の事業を行う。

- (1) 教育に関する専門的、技術的事項の調査研究及び相談に関すること。
- (2) 教育関係職員の研修に関すること。
- (3) 音楽、演劇等の発表会等の開催及び市民の集会の場所の提供に関すること。
- (4) その他前 3 号に準ずる事業

（施設及び位置）

第 3 条 教育文化センターに次の施設を設け、その位置は、次のとおりとする。

施設	位置
横浜市教育センター	横浜市西区及び中区
横浜市社会教育コーナー（以下「コーナー」という。）	横浜市磯子区

（職員）

第 4 条 教育文化センターに、館長その他教育委員会規則で定める職員を置く。

（開館時間及び休館日）

第 5 条 コーナーの開館時間及び休館日は、教育委員会規則で定める。

（指定管理者の指定等）

第 5 条の 2 次に掲げるコーナーの管理に関する業務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

- (1) コーナーの利用の許可等に関すること。
- (2) 第 2 条第 1 号（相談に関することを除く。）、第 2 号及び第 3 号に規定する事業並びにこれらに準ずる事業の実施に関すること。
- (3) コーナーの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定める業務

2 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を教育委員会に提出しなければならない。

4 教育委員会は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、コーナーの設置の目的を最も効果的に達成できると認めたものを指定管理者として指定する。

5 教育委員会は、第 2 項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第 19 条第 1 項に規定する横浜市社会教育コーナー指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

(指定管理者の指定等の公告)

第5条の3 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(管理の業務の評価)

第5条の4 指定管理者は、教育委員会が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第5条の2第1項各号に掲げるコーナーの管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

(利用の許可)

第13条 コーナーを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可にコーナーの管理上必要な条件を付けることができる。

3 指定管理者は、次のいずれかに該当すると認めるときは、コーナーの利用を許可しないものとする。

(1) コーナーの設置の目的を著しく逸脱するとき。

(2) その他コーナーの管理上支障があるとき。

(利用料金)

第14条 コーナーの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、前納とする。ただし、必要があると認められる場合又は教育委員会規則で定める場合は、指定管理者は、後納とすることができる。

(利用料金の減免)

第15条 指定管理者は、必要があると認められる場合又は教育委員会規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不返還)

第16条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合又は教育委員会規則で定める場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(利用の許可の取消し等)

第17条 指定管理者は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、利用の許可を取り消し、条件を変更し、利用を停止し、その他違反を是正するための必要な措置をとることを命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。

(2) 第13条第1項の許可に付した条件に違反したとき。

(3) 第13条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(コーナーの入館の制限)

第18条 指定管理者は、コーナーの入館者が次のいずれかに該当する場合は、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 他の入館者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。

(2) その他コーナーの管理上支障があるとき。

(横浜市社会教育コーナー指定管理者選定評価委員会)

第19条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者によるコーナーの管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市社会教育コーナー指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、教育委員会が任命する委員10人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。



(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、教育文化センターの管理に関する事項は、教育委員会規則で定める。

別表（第14条第2項）

種別	単位	利用料金
研修室	4時間につき	1,200円
アートルーム		1,600円
トレーニングルーム	2時間につき	800円
スポーツ広場		1,100円
ロッカー（大）	1個1月につき	200円
ロッカー（小）		100円
ピアノその他の附帯設備	1回につき	300円

## 横浜市教育文化センター条例施行規則（社会教育コーナー関連部分抜粋）

昭和49年6月28日  
教委規則第4号

横浜市教育文化センター条例施行規則をここに公布する。

横浜市教育文化センター条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、横浜市教育文化センター条例（昭和49年6月横浜市条例第40号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（開館時間及び休館日）

第2条 横浜市社会教育コーナー（以下「コーナー」という。）の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日における開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 コーナーの休館日は、1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日までとする。

3 指定管理者は、必要があると認めるときは、コーナーの開館時間及び休館日を変更し、又はコーナーを臨時に休館することができる。

（指定管理者の公募）

第3条 教育長は条例第5条の2の規定により公募を行う場合は、あらかじめ指定管理者の指定の基準を定め、かつ、これを公にしておくものとする。

（指定申請書の提出等）

第4条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書（第1号様式）を教育長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第5条の2第3項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (4) コーナーの管理に関する業務の収支予算書
- (5) その他教育長が必要と認める書類

(利用許可の申請等)

第11条 条例第13条の規定によりコーナーの利用の許可を受けようとする者は、横浜市社会教育コーナー利用許可申請書(第2号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定による利用許可の申請は、コーナーを利用しようとする日の2箇月前から利用しようとする日までに行わなければならない。

(利用の不許可)

第12条 条例第13条第3項第2号の規定により、管理上支障がありコーナーの利用を許可しない場合は、次のとおりとする。

- (1) 他の利用者に著しく迷惑をかけるおそれがあると指定管理者が認めるとき。
- (2) 施設及び設備を損傷するおそれがあると指定管理者が認めるとき。
- (3) コーナーの各施設の正常な業務の遂行に支障があると指定管理者が認めるとき。
- (4) その他管理上支障が生じるおそれがあると指定管理者が認めるとき。

(利用料金の後納)

第13条 条例第14条第3項ただし書に規定する教育委員会規則で定める場合は、国又は地方公共団体が利用する場合とする。

(利用料金の減免)

第14条 条例第15条の規定によりコーナーの利用料金を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 横浜市が主催する社会教育事業のためコーナーを利用するとき。
- (2) 前号に定めるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき。

2 利用料金の減免額は、その都度指定管理者が定める。

(利用料金の返還)

第15条 条例第16条ただし書に規定する既納の利用料金を返還することができる事由は、利用者の責めに帰することのできない事由により利用の開始又は継続ができなくなったときとし、返還する額は既納の利用料金の全額とする。

(事業)

第16条 横浜市教育文化センター（以下「教育文化センター」という。）の施設が行う事業は、次のとおりとする。

横浜市教育センター

- (1) 学校教育の専門的、技術的事項の調査研究並びに教育活動に対する指導及び助言に関すること。
- (2) 教育関係職員の研修の企画及び実施に関すること。

横浜市社会教育コーナー

- (1) 市民の学習活動に関すること。

2 横浜市教育センターに横浜市教育総合相談センター（以下「教育総合相談センター」という。）を置き、次に掲げる事業を行う。

- (1) 教育相談の企画及び実施に関すること。
- (2) 教育相談に係る調査研究及び研修に関すること。

(委任)

第19条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

## 横浜市社会教育コーナーの指定管理者の選定等に関する要綱

制 定 平成 24 年 3 月 16 日 教生文第 2622 号（教育長決裁）

## （趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市教育文化センター条例（昭和 49 年 6 月条例第 40 号）第 5 条の 2 に規定する横浜市社会教育コーナー（以下「コーナー」という。）の指定候補者（指定管理者の候補者をいう。以下同じ。）の選定（以下「選定」という。）を適正に実施するための手続等を定める。

2 選定は、公平性及び透明性を確保して実施しなければならない。

## （選定）

第 2 条 選定は、応募の期間を定めた公募により実施する。

2 前項の公募を行った結果、応募の期間内に資格を満たす応募者がなかった場合には、公募要項の再検討等を実施した上で再公募を行うものとする。

3 前項の再公募によっても資格を満たす応募者がなかった場合には、教育長は非公募により選定を行うことができる。

4 教育長は、条例第 19 条第 1 項に規定する横浜市社会教育コーナー指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）の意見を尊重して選定を行わなければならない。

5 2 団体以上の応募があった場合には、教育長は、委員会の意見を尊重して次点候補者（指定候補者を指定管理者として指定できない事情がある場合において、当該指定できない候補者に代わって指定候補者となるべき者をいう。以下同じ。）の決定を行わなければならない。

## （選定基準）

第 3 条 選定は、別に定める選定基準に基づき実施する。

2 選定基準は、条例に定められた施設の設置目的を最も効果的に達成することができるよう定める。

3 教育長は、前項の選定基準については、委員会の意見を尊重して定めなければならない。

## （申請書等）

第 4 条 指定管理者の指定を受けようとする者は、あらかじめ教育長が定める期日までに、横浜市教育文化センター条例施行規則（昭和 49 年 6 月教委規則第 4 号）及び別に公募要項に定める提出書類を、教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、必要に応じて、前項の規定により提出を受けた書類の一部又は全部を委員会に提供する。

## （選定の公表及び報告）

第 5 条 教育長は、選定（次点候補者の決定を含む。）をしたときは、速やかに当該結果を応募団体に通知するとともに、その結果を公表する。

## （指定管理者の指定に係る手続）

第 6 条 教育長は、指定管理者の指定に係る議案が議会において議決されたときは、速やかに指定候補者に対して指定の通知を行うとともに、条例第 5 条第 3 項の規定に基づき、公告を行うものとする。

2 指定管理者に指定された者と教育長は、指定管理業務に関する協定を締結する。

## 附 則

## （施行期日）

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

## （要綱の廃止）

2 横浜市社会教育コーナーの指定管理者の選定に関する要綱（平成 17 年 4 月 13 日教生第 13 号）は廃止する。

## 1 背景と課題

これまで本市では各区単位で、市民が社会や地域の課題解決に取り組む市民の学習グループ<sup>(※1)</sup>をつくり、その運営を支援してきました。このような活動は、市民が自ら楽しみながら継続的に行うことで活発化し、市民活動へ発展するなど、様々な行政課題の解決に貢献しています。

「横浜市中期4か年計画2018-2021」では、「地域課題が複雑化・多様化し、地域の関係が希薄化する中」で、「地域コミュニティの力が不可欠」であることを掲げています<sup>(※2)</sup>。

しかし、各区での人材育成事業の実施は減少傾向にあり、地域の課題に向き合うグループ数が減少しています。市民意識調査<sup>(※3)</sup>の結果からは、住民の孤立化や、自助や共助の意識付けが課題となっていることが分かります。

また、「成年年齢引き下げの民法改正」も行われ、若者の積極的な社会参加が望まれています<sup>(※4)</sup>。

(※1) 一例として、青葉区で生まれた市民の学習グループは、令和元年度に多世代交流や地域の魅力発見等を目的とした、5つの講座を企画・実施しました。これらのグループは、区によって「区民企画運営委員」「生涯学級」等の名称があります。

(※2) 横浜市政策局政策課「横浜市中期4か年計画2018-2021」2018年(平成30年)10月、P6

(※3) 横浜市政策局政策課「令和元年度市民意識調査報告書」2020年(令和2年)4月、P111

(※4) 法務省「民法(成年年齢関係)改正 Q&A」から。法律は2022年(令和4年)4月1日施行

## 2 議論するテーマ

### 「本市における社会参加のすそ野の拡大について」

本市としては、課題に対応する市民を増やしていきたいと考えていますが、はじめから市民が課題解決に向かうことは難しく、まずは社会と関わる機会を持ってもらう必要があります。

そこで、新たな担い手として期待される若者や企業等をどのように巻き込んでいくべきか、市民の社会参加のハードルをどのように下げていくべきか、そのために行政として何をすべきかなどを議論するため、このテーマとしました。

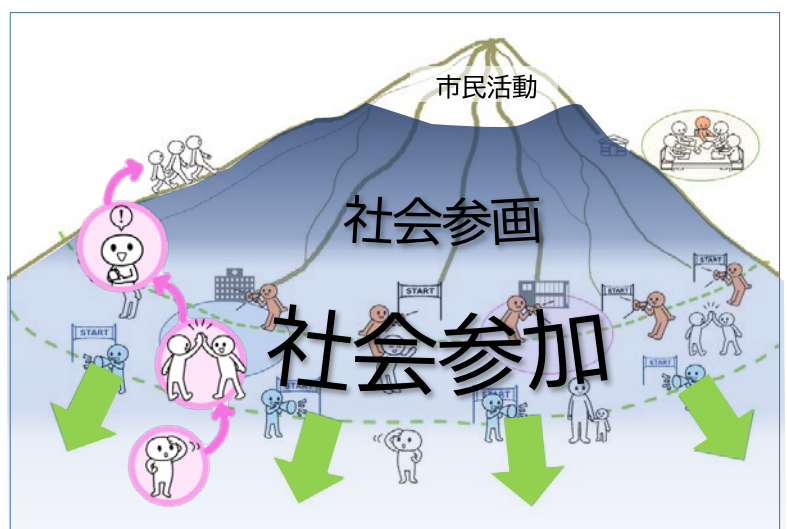
「社会参加」は様々なとらえ方が可能な言葉ですが、今期会議は社会と関わる最初の一歩としてのすそ野の拡大を議論することを踏まえ、社会参加を「市民が地域・社会の様々な活動に加わり、地域・社会の一員であるという気持ちを持つこと」と定義します。

また、今期会議のテーマを受け、次の点について検討することを議論の軸としました。

- ① 本市における社会参加を促すための施策方針
- ② 上記方針を受けた市社会教育行政の役割

施策方針に基づいて市社会教育行政が推進される様子は、右図のように表現できます。

この図は「本市の社会参加のすそ野の拡大」を表すため、市内の様々な活動を山のイメージになぞらえて描いたものです。現在はハードルの高い「社会参加」も、参加するきっかけが増え、「すそ野」が広がっていくことを目指します。また、個人の関心から始まる学びが、徐々に社会参加へ向かい、地域・社会への愛着を深めながら、同じ志を持つ人同士で社会参画・市民活動(山の上)へと登っていく様子も表しています。



【図】方針のイメージ

### 3 議論の内容

平成30年11月から令和2年10月にかけて全7回の議論を行い、市民の社会参加を促すためにはきっかけが必要であり、子どもたちの成長を促すような活動であれば、大人も参加しやすいのではないかと、などの仮説が立てられ、子どもと大人が関わり合う事例を検証し、社会参加を促す方針・施策等について話し合いを進めました。

### 4 提言

## (1) 提言における社会参加の前提

### 【前提1】生活圏域で、楽しく行う社会参加

今期会議で事例を取り上げた、「十日市場中学校地域交流事業」や「ミニヨコハマシティ」のように、「生活圏域で、楽しく行う社会参加」が重要となります。

十日市場中学校地域交流事業（緑区）：十日市場中学校の生徒が地域に出て、ボランティア体験をする活動

ミニヨコハマシティ（都筑区）：子どもの市長を中心に、子どもたちがまちのしくみをつくっていくイベント

### 【前提2】新型コロナウイルス感染症の影響下における社会参加

今期中に「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大が起こり、これまでのように実際に会って活動することが難しくなっていますが、これまで以上に人々がつながり合い、お互いに助け合い、励まし合える関係が大切になります。また、感染症対策の一環として、WEB会議等の手法が広く用いられるようになりました。多様な手法を柔軟に活用しながら、従来の手法では社会参加できなかった、あるいはしなかった人たちが、参加できるようにしていくことも重要です。

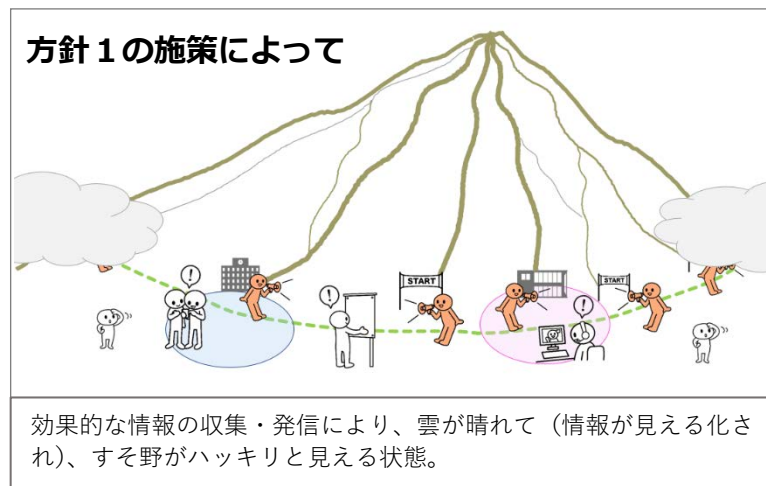
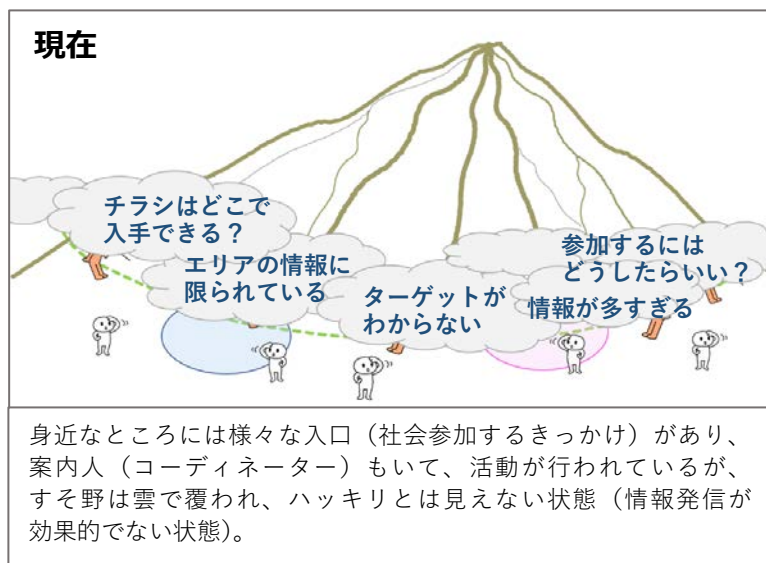
## (2) 方針・施策

### 【方針1】社会参加のすそ野の見える化

本市では、各区役所の人材育成事業による学習グループ数は減少しているものの、地域や企業・団体が中心となって地域課題解決に向かう活動は盛んに行われています。また、活動を促すコーディネーターも多様な場所で活躍しています。しかし、現在は社会参加していない人や社会参加を考えている人にとっては、情報が一部に限られている、情報の入手方法が分からないといった理由から、最初の一步を踏み出しにくい状態となっています。

市民の社会参加を促すためには、まず既存の取組を「見える化」することが求められます。特に、子どもも大人も互いを認め合う関係の中で、子どもが活動の主体になり自己肯定感の向上につながる取組や、大人が地域とつながるきっかけになる取組、企業・団体の従業員が誇りをもてる取組等の情報を中心に見える化することが有効です。

したがって、参加者の主体性に任せたこれまでのやり方では参加できなかった、あるいはしなかった人たちも含め、効果的な情報の収集・発信を行い、参加のきっかけづくりが促される体制を整えることが必要です。





## 【施策1】情報の集約と提供

### ○ 社会参加につながる情報の集約

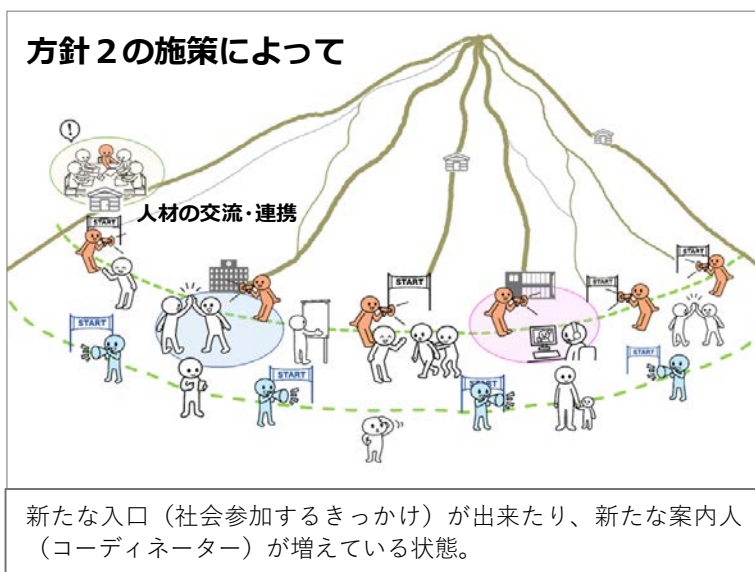
- ・行政、公共施設、地域の団体、企業、NPO 等が行う社会参加につながる講座やイベント等のうち、子ども・大人・企業・団体等が関わり合う取組の情報を中心に、集約する必要がある。
- ・社会参加につながる情報は多岐に渡るので、生活圏域に根差した多方面の情報を集約するためには、行政や公共施設だけでなく、市民からも情報を提供してもらえような方策を検討すべきである。

### ○ 社会参加につながる情報の提供

- ・集約した情報を提供するために、インターネットを活用したデータベースの公開や事業（フォーラム、シンポジウム等）を実施すべきである。
- ・今後社会参加が期待される若者や企業・団体をはじめ、これまで社会参加の機会が得られなかった人に対して、情報を受け取る側の様々な状況を踏まえた方法を活用・開発することが必要であり、更には社会参加の楽しさを含めて、大切さを伝えることも必要である。
- ・他部局や企業・団体にも積極的に情報発信し連携を図りながら、官民一体となって効果的な提供方法を模索すべきである。

## 【方針2】人材育成と活用

地域や企業・団体が中心となって地域課題解決に向かう活動の事例を分析すると、活動が始まるきっかけにコーディネーターの存在があることが分かりました。つまり、市民の社会参加を促すためには、そのきっかけづくりを担う人材が必要です。さらに、育成した人材の活躍を後押しすることや、交流する機会を設けるなど、人材が継続的に活動できるように支援することも重要です。特に学校等の生活圏域で子どもと大人が関わり合える場において、育成した人材の活躍の機会を積極的に増やしていくことが効果的です。



## 【施策1】コーディネーターの育成

### ○ 地域の情報を収集する人材

- ・地域に根差した多方面の情報を集めるための人材を育成すべきである。

### ○ 市民の学びを組織できる人材

- ・社会参加のきっかけとなる様々な学習活動を生み出すために、市民の学びを組織できる人材を育成すべきである。
- ・その一例として、社会教育士<sup>(\*5)</sup>の育成等も検討すべきである。

(\*5) 国が定める社会教育主事養成課程または社会教育主事講習を修めた者に、新たに与えられることとなった称号（2020年4月施行）。

環境、福祉、まちづくり等、多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待されている。

## 【施策2】市民の学びを継続的に支援する仕組みづくり

### ○ 活動の機会の情報提供

- ・育成した人材や、既に活躍している人の活動の場を広げるための情報提供をしていく必要がある。

### ○ 学校教育と社会教育の連携

- ・学校と連携して子どもたちが地域に出ていく機会を増やし、地域の人材が子どもたちを受け入れることにより、子どもも大人も成長できる機会を広げることが重要である。

### ○ 社会教育士等の活用

- ・補助事業等を通じて、育成した社会教育士等の活動を、継続的に後押しすべきである。

### ○ 人材の交流の場

- ・市民利用施設で活動するコーディネーター等のほか、施策1で育成した「地域の情報を収集する人材」や社会教育士等の交流の場をつくるべきである。

### ○ 施策を推進する主体の組織づくり

- ・方針1、2の施策を推進するためには、主体となる組織をつくる必要がある。
- ・継続的に施策を進めるためには、主体となる組織の自立化が必要である。

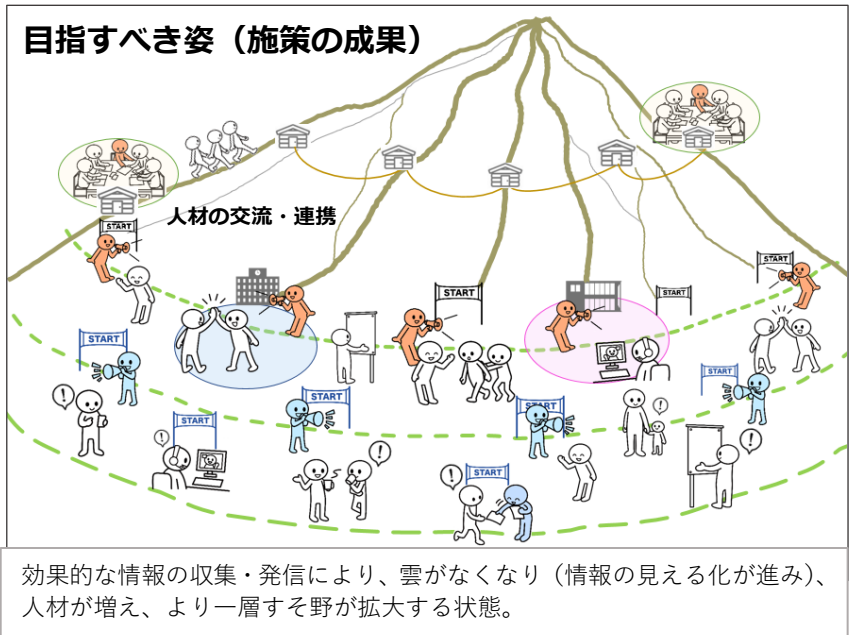


### (3) 目指すべき姿（施策の成果）

社会参加のすそ野の見える化（方針1）や、人材育成と活用（方針2）が進むことで、社会参加のすそ野の拡大につながります。

社会参加のすそ野が拡大し、社会参加する市民が増えると、その中から地域の課題に気づき、解決に向かう市民が生まれていきます。これにより、地域の課題解決を担うグループ数の増加、住民の孤立化の防止、自助共助の意識を持った個人の増加等、本市が抱える課題の改善につながることを期待されます。

これに加え、今期会議で議論した、子どもも大人も育ち合う活動への社会参加が増えることで、それに関わる人々の自己肯定感や地域への愛着が生まれ、地域のために何かをやろうという意識が芽生えてきます。こうした経験をした子どもたちが、次世代の担い手となって、持続可能な社会をつくっていくことも期待します。



#### 5 おわりに（議長寄稿）

私たちは社会の大きな転換点に立っています。それは風景を大きく変えるものではありません。しかし、人々が不安を感じているように、この社会の構造は密やかに、しかし確実に変化しています。その一つが、少子高齢化・人口減少そして長寿命化という人口構造の劇的な変化です。もう一つが、人工知能の急速な発達です。

この二つが結びつくことで、私たちは人生100年を自らの意志で、価値を判断しながら、生き抜くことが求められ始めています。そしてそこへ、新型コロナウイルス感染症の蔓延です。私たちは否応なく、自立しつつ、他者と協働して、この新しい社会状況に対応しなければなりません。

このとき、政策・行政的にも、そして研究や実践的にも重視されているのが、コミュニティと人々の交流そして学び直しです。自分の生活の場であるコミュニティで、他者とともに、社会の主役として、この社会を次の世代にきちんとつなげていくこと、そのプロセスこそが学びであり、そのためにこそ学びが大切になる、こういう社会に私たちは生き始めています。学びとは教育行政だけのものではなく、人々の生活全般にかかわる、その基礎をつくる営みなのです。

この新しい生活のためには、誰ひとりとして取り残されることなく、社会に対する信頼をもつことが大切です。そのキーワードが社会参加であり、それを後押しするのが行政の役割です。社会参加を通して、自分が社会に位置づいていると思えること、そのことが「新しい日常生活」時代の生活スタイルをつくりだす基盤となるのではないのでしょうか。

この提言書は、社会参加の初歩的な取り組みに向けた、私たちからの投げかけです。これを、市民の皆さんと行政の双方で、一層豊かなものへと育んでくださることをお願いしたいと思います。

令和2年11月

第32期横浜市社会教育委員会 議長 牧野 篤

令和2年11月 第32期横浜市社会教育委員会

編集・発行：横浜市教育委員会事務局総務部生涯学習文化財課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 TEL:045-671-3282 FAX:045-224-5863

ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shogaigakushu/hokokusho/shakaikyoiku/shakaikyoiku.html>